

会議名	第16回福祉有償運送運営協議会
開催日時	平成30年4月27日（金）午前10：00から11：15まで
開催場所	板橋区役所9階 大会議室 A
出席者	10名 [委員 7名] 七島会長、丸山副会長、橋場委員、甲斐委員、清田委員、金委員、星野委員 [事務局：区3名] （福祉部） 栗野福祉係長、河崎主任、横山主事
会議の公開 （傍聴）	公開（傍聴できる）
傍聴者数	0名
議 題	1 委嘱式 2 区長あいさつ 3 委員の紹介 4 板橋区における福祉有償運送の必要性について 5 協議 （1）「特定非営利活動法人 ブリッジ」の道路運送法第79条の6に関する有効期間の更新の登録申請についての協議 （2）「社会福祉法人ハッピーネット 板橋ゆめの園あおば」の道路運送法第79条の2に関する新規登録申請についての協議 6 その他
配付資料	資料1 委員一覧表 資料2 板橋区福祉有償運送運営協議会設置要綱 資料3 板橋区における福祉有償運送の必要性について 資料4 「特定非営利活動法人 ブリッジ」の道路運送法第79条の6に関する申請書等 資料5 「社会福祉法人ハッピーネット 板橋ゆめの園あおば」の道路運送法第79条の2に関する申請書等 資料6 福祉有償運送の登録に関する処理方針について 資料7 自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて 資料8 運営協議会に関する国土交通省としての考え方について
所管課	福祉部障がい者福祉課福祉係

障がい者福祉課長

ただいまより第16回板橋区福祉有償運送協議会を開催いたします。

開催に先立ちまして、新たに委員になられた方の委嘱状の交付を行います。

このたび池袋交通株式会社取締役の金志宣様が新たに委員になられました。板橋区長坂本健より委嘱状をお渡しいたします。

委嘱状の伝達

障がい者福祉課長

それでは、板橋区長 坂本健よりご挨拶を申し上げます。

坂本区長

皆様、おはようございます。

連休の前の何かとお忙しい早朝から、わざわざ第16回目を迎えました板橋区福祉有償運送運営協議会にご出席いただき本当にありがとうございます。

さて、自動車を使用して有償で他人を輸送する場合におきましては、輸送の安全や旅客の利便を確保する観点から、原則としてバス・タクシー事業の許可が必要とされております。ただし、バス・タクシーの事業者によりましては、十分な輸送サービスが提供されない場合があります。こういった場合、移動に制約がある方が輸送手段を確保する観点から、自家用自動車による有償運送の例外許可が行えるようになりました。

地域における実情等を協議するため、板橋区は福祉有償運送運営協議会については、道路運送法の改正を受けまして、都内で3番目に協議会を設置いたしました。平成17年に開会されまして、第1回から数えて今回が16回目となります。

現在、板橋区にはこの板橋区福祉有償運送運営協議会におきましてご協力をいただき、福祉有償運送を実施している団体が4団体もございます。地域における大変重要な交通手段となっております。障がい者、高齢者を支える環境、特に交通の環境という移動手段については、非常に重要なものと認識をしています。

この運送運営協議会につきましては、NPO法人等の福祉有償運送の必要性、あるいは実施の際に旅客から収受する対価、あるいは旅客の安全や利便の確保等について協議をいただいております。あわせて、将来にわたる福祉有償運送のあり方についてもご意見をい

ただければ幸いと存じます。

板橋区では、昨年度において全ての人にとって暮らしやすいまちづくりを推進するために、「ユニバーサルデザイン推進計画2025」というものを策定いたしました。全ての区民が自由に行動し、また社会参加できるように、区と区民の皆様及び事業者が協働することによりまして、板橋区におけるバリアフリーの総合的な推進を目的とするものであります。

区といたしましても、障がいのある方の移動の利便性向上を図っていきたいと考えておりますので、皆様方の特段のご理解とご協力をお願い申し上げて、簡単ではございますけれども、開会のお礼のご挨拶にかえます。よろしくどうぞお願いいたします。

障がい者福祉課長

これで板橋区福祉有償運送運営協議会の委嘱式を終了いたします。

区長は、この後、次の公務のため、ここで退席をさせていただきます。

では、引き続きまして、板橋区福祉有償運送運営協議会の議事を進めさせていただきたいと思っております。

それでは、次第の3番に基づきまして、名簿の順に各委員のご紹介をさせていただきます。恐れ入りますが、この先につきましては着席にて進めさせていただきます。

次第をおめぐりいただきまして、資料1をごらんください。

委員の紹介

障がい者福祉課長

このほかですが、関東運輸局東京運輸支局主席運輸企画専門官、柳瀬光輝様は、ご都合により代理の方のご出席のご予定でしたが、その方も急遽欠席となりましたので、本日はご欠席となります。また、福祉有償運送の利用者代表、堀井真由美様も本日もご都合により欠席でございます。

次に、板橋区の職員でございます。

板橋区職員の紹介

（介護保険課長、藤田真佐子は他の公務のため欠席）

本日の協議会は、過半数の委員のご出席をいただいておりますので、板橋区福祉有償運送運営協議会設置要綱第6条第2項の規定により、有効に成立しております。

では、ここで改めまして、お手持ちの資料の確認をさせていただきます。

事前に送付させていただきました資料1から8までがお手元にありますでしょうか。ご確認をよろしくお願いいたします。

なお、配付資料でございますが、一部追加がございますして、その資料を机上配付させていただきます。次第の5の（2）に関する資料になりますので、後ほど団体の方より説明がございます。

皆様にひとつお願いがございます。本日の協議会の会議録を作成するため、録音させていただきます。発言される方は、発言される前にお名前をおっしゃっていただいております。発言される前にお名前をおっしゃっていただいております。発言される前にお名前をおっしゃっていただいております。ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

また、協議会は、会議の透明性の観点から傍聴の制度を設けております。ただし、本日は傍聴の方はございません。

それでは、議長を七島会長にお願いいたします。

会長

それでは、ただいまから協議に入らせていただきたいと思います。着座にて進めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、初めに次第の4でございます。板橋区における福祉有償運送の必要性について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局

板橋区における福祉有償運送を取り巻く現状について、資料3により説明

会長

それでは、板橋区における福祉有償運送の必要性についてご説明をさせていただきます。何かご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

会長

それでは、この件につきましてはご了承を得たということで、先へ進めさせていただきますと思います。

続きましては、次第の5の(1)でございます。特定非営利活動法人 ブリッジの道路運送法第79条の6に基づく有効期間の更新登録申請についての協議となります。

板橋区福祉有償運送運営協議会設置要綱第3条第4項の規定によりまして、ブリッジの橋場義充委員及びブリッジに所属いたします有償運送利用者代表でございます甲斐久子委員につきましては、ご発言はできますけれども、当該議事決定については参加ができないということになってございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、特定非営利活動法人 ブリッジの道路運送法第79条の6に基づきます有効期間の更新登録申請及び対価について、ご説明をお願いいたします。

ブリッジ

よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

今回、弊社に関しましては、更新手続で申請をさせていただいております。

まず、9ページからスタートさせていただきます。8ページは、全体的なところになりますので、一つ一つ簡単ではございますが、説明させていただきます。

9ページに関しましては、申請のページという形になりますので、ここは説明のほうは10ページですね。10ページに関しまして、弊社の台数、以前と変わらず4台、うち3台が軽自動車に登録させていただいております。その内容に関しましては、またその後に車検証のコピーがございますので、そちらのほうで説明させていただきます。うち1台は普通自動車に登録はさせていただいております。

そして、7番の運送しようとしている旅客の範囲ということで、以前と変わらずイとロ、こちらの部分で申請のほうはさせていただいております。

11ページからは定款になり、23ページまで続いております。こちらの説明は省略させていただきます。

そして、今回24ページの宣誓書を提出させていただいております。

その次、25ページから26、27、28は、先ほどの車の内容に関しましての車検証でございます。軽自動車3台、普通自動車1台という内容に変わりませんが、軽自動車、車種の変更はございます。車種の変更に関しましては、この車検証の中身を見ていただければと思っております。

最初の25ページは軽自動車ですね。次の26ページに関しましては、普通自動車の車検証になります。全てこちらは車椅子対応のスロープ付きの車、福祉車両という形になっております。27ページは軽自動車、28ページも軽自動車ですね。

29ページ、30ページは、今現在運行しておりますドライバーの名簿になります。以前は5名登録させていただいておりましたが、うち1名がちょっと病気でお亡くなりになってしまったということがあります。1名は退職して、登録は抹消しております。そのかわり、今回1名新たに登録をさせていただくような形になっておりますので、よろしく願いいたします。内容に関しましては、免許証のコピーを添付させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

31、32に関しましては、講習の修了証のコピーを提出させていただいております。今回新たに登録した1名は二種を持っておりますので、二種でカバーさせていただいていると思います。よろしく願いいたします。

33、34に関しましては運転台帳です。こちらはこのような運転台帳を使っております。36ページまでそうですね。

すみません、速くなって申しわけない。

37、運行管理の責任者ということで、二種、それとあと運行管理責任者の資格も持っておりますので、その点から責任者としての役割も果たせるのではないかとということで、就任の承諾をサインいただいております。

次の39から42に関しましては、車に対しての保険ですね。保険の内容に関しましては、最初の8ページにあります傷害賠償制度のところ、細かくは日新火災で入らせていただいているのですが、細かい内容、無制限、対象物、対人、対物、その辺の詳細が記載しておりますので、その点を確認していただければと思っております。

旅客の名簿に関しましてです。弊社に関しまして、透析の患者さんを中心に送迎をさせ

ていただいております。送迎の患者さんに関しまして、2年たちますと、新しく透析を始める方、もしくは残念ながらお亡くなりになってしまう方等ございますので、入れ替わりは多少ございますが、基本的には我々のほうでは透析の患者さんの送迎を中心にさせていただいていることに関しては、以前と変わりはありません。

その後、47ページですね。身体状況、会員数ということで、身体障がい者1級の方は、これはほぼ透析の患者様ですね。こちらが身体障がい者の1級という形になりますので、この方の人数を報告しております。その方に関しての要介護をお持ちの方も申請の人数を書いております。以前もちょっとお話があったのですが、先ほど申請させていただいておりますイとロに関しまして、要支援の2の方が5名という形で書いておりますが、この方々も透析の患者さんに該当しますので、基本的には身体障がい者の中で対応させていただくということになっておりますので、よろしく願いいたします。

48ページの「対価について」に関しましても、弊社はこちらの料金制度ということで、2キロまで300円、2.5キロまで400円、その後、3キロまでが500円、その3キロからは1キロに当たってさらに100円となっております。こちらに関しましても以前と変わらず、このまま進めさせていただければなと思っております。

ガソリンの支出とか、その対価に関して、実際どのような形になっておるかということで、弊社の場合も、以前も提出したときにガソリン単価135円だったと思います。今日あたりですと、140円にちょっと上がってはいますが、大体135円前後で推移しているのではないかなと思っておりますので、単価的には135円の単価で計算させていただいております。

その次、49ページからは運行マニュアルになりますので、内容的には省略させていただきたいと思っております。

それと、その後の運転のための確認票とか乗務記録、これは規定の用紙で対応させていただいております。今まで苦情とか事故記録に関しまして、こちらのほうで報告はまだ上がってはきてはいないのですが、いろいろ現場で要望があるとか、そういったものに関しましては、大体弊社の会議の中で、利用者様のこういう要望があったとか、こういう形であればスムーズにいくのではないかなということの打ち合わせは、都度させていただいております。

今後もきちんと誠意を持って対応できるように、この有償運送を引き続き、私どものほうで発着を基本的な業務を原則として運行させていただければなと思っております。

説明は以上とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

会長

ご説明ありがとうございました。

それでは、何かご質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

A 委員

今回は何度目の更新になりますか。

ブリッジ

今回で4回目の更新になります。

A 委員

最初の1回目の更新は3年でしたよね。

事務局

2年です。

A 委員

2年ですか。最初は2年で、2回目から3年だよね。

今まで事故とか、そういったものもありましたか。

ブリッジ

事故というのは、お客様を乗せての事故というのはございません。単独で、例えば利用者様のところから帰るとき、曲がったときにちょっと路肩にタイヤをぶつけてしまったとか、そういった細かい傷をつけたというところに関してはありますが、大きな接触事故ということはございません。

A 委員

単独事故というか、人身は絡んでない。

ブリッジ

ないです。

A 委員

施設をやっていらっしゃるのですか。関係会社で施設をやって、その間の輸送のことで会社をつくられたとか、そういうことですか。

ブリッジ

私どものほうは、訪問介護の事業がメインの会社です。

もともと代表のほうは、透析の病院の先生と面識があって、透析の患者さんも通院は大変だということの話をその先生から聞いたことがありました。本人もちょっと障がいを負っているもので、通院に関しまして非常に大変だったということもあり、それであれば無償で送迎をさせてくれというところからスタートいたしました。ただ、やはりどうしてもお金の部分、当然ガソリン代とか、1人でやっても経費というのはかかってきます。訪問介護の会社を立ち上げた後も、引き続き無償ではやっていたのですが、この福祉有償運送というものがあるということで、利用者様もその対価に関して余り負担でなければ申請をさせていただいて、ご利用者様にも納得いただいて、スタートさせていただいたという形になります。

A 委員

要支援のほうはやっていらっしゃるんですね。

ブリッジ

要支援の登録はしていません。

先ほどもちょっとお話ししたのですが、透析の患者さんの中にも要支援の方もいらっしゃいます。ただ、要支援で申請する前に、透析の患者さんは身体障がいの1級に当たるという形なので、イに該当するのではないかとということで、今回イと口の申請のみしか行っておりません。

A 委員

要支援の方が今増えていますので、そちらのほうもぜひやっていただきたい。

我々タクシーのほうでは、なかなかできないところがありますので。ただ値段的には2キロまで300円というと、1キロから2キロが300円ということですか。

ブリッジ

そうですね。

A 委員

今、タクシーも1キロを410円でやっています。その値段的には約半分ですね。ただ燃料の値段もこのところまた上がりつつあるから、余りそういうことも言えませんが、ぜひ要支援のほうもやっていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

会長

ほかにはどうでしょうか。

B 委員

先ほどのご説明の中で、運転者の人数が前回の更新のときに比べて、5名から4名になられて、今回、1名新しく加わられたということですね。我々タクシー事業者ですと、乗務員さんは、入社していろいろな研修とかを受けて、実際に二種免許を持っていない者だったら二種免許を取らせませす。取りますと、その者が安全に運行できるかというところで、適性検査というものを錦糸町にある自動車事故対策機構で必ず受けさせています。そういった適性検査は受けられているのでしょうか。やはり、安全に運行するということを第一に考えると、そういう検査は必要だと思っています。

ブリッジ

その検査に関しましては、検査をして、修了証とか、そういったものはいただいけません。当然伊藤に関しましても、入社してすぐに単独でやらせるということは、まずございません。

こちらの社内での基本的な研修として、大体3カ月から半年弱ぐらいの研修はさせていただいております。そこから単独でできるようであれば、単独でスタートしましょうということで始まったような形になります。今後に関しましては、先ほどの適性検査というものをちょっと参考にさせていただいて、修了証があれば、こういったところに提出するような形で進めていきたいとは思っております。

B 委員

その診断を受けますと、その診断内容と実際に受けた方の運転の特性とかがかなり似ています。タクシー会社ですと、それをもとにドライバー一人一人に、あなたはこういうドライブ、運転の癖があるから気をつけたらいいよとか、そういう指導ができますので、非常に有効なのかなと思っています。

ブリッジ

ありがとうございます。

会長

ほかにはどうでしょうか。

C 委員

何回も更新しているのですが、これまでの運営の中で、事故についてはさっきも質問がありましたが、例えば事故には至らないけれども、ヒヤリハットのようなちょっと冷やっとしたような利用者支援、または送迎、または準備とか出庫、その他の段階で、そういったケースが起きたとき、どういうふうにもリスクマネジメントをされているかという点をお聞きしたいのが1点です。

それから、当然準備しなきゃいけない書類に苦情簿というのがあるわけですが、苦情もしくは利用者からのいわゆるニーズというか、苦情までは至らないけれども、ご希望、実際には叶えられることが難しかったりすることもあると思うんですけれども、そういったものが身体障がいの方や要介護、要支援の方々、ブリッジさんを使っている利用者の方々からどういうニーズ等が挙がっているか、ちょっとお聞かせいただければと思います。

ブリッジ

まず、最初の事故までには至っていないけれども、先ほど言ったヒヤリハットですね。利用者さんに関しましては、透析の前と後では、体調にちょっと変化があります。透析の患者様、行きは普通に歩いていても、帰りはちょっと血圧が下がってふらついてしまうということもございます。

そういった部分から、よく乗り降りするのが区役所の前の東京信用さんのビルの間のところなのですが、歩行者、車、自転車が結構多いので、その辺のドアの開け閉めには細心の注意を払っています。一応弊社の運用としましては、月に1回、ドライバーを集めて、ここでこういうことがありましたという報告を上げていただいて、実際にヒヤリハットというか、こういうことがちょっと危ないんじゃないかというような話の中で、こういうときはどうしようということ、ドライバー同士の中で共有して注意するようにしています。

それと、あと走行に関しまして、今自転車が車と同じところを走行するようになって、飛び出しとか、そういったものが多いということがあります。できるだけドライバーに、ここでちょっと飛び出しがあったとか、そういったものを報告してもらって、大体概算なのですが、地図の中でここら辺がちょっと危ないよというような形をドライバー同士で共有して、各自安全に努めていただいているところではあります。先ほどヒヤリハットということの中で、具体的にヒヤリハットがあって、事故につながりそうだったというのは、今のところドライバーもそうですが、利用者さんに非常にご協力していただいております。今までは事故もなく、そういったこともなく行わせていただいております。でも今後に関しましては、今日あるかわからないし、明日あるかわからないというところなので、今言われた中のヒヤリハットに関しましては、弊社はできるだけ事故に近いところでヒヤリハット等々を提出するような形になっているので、本当に冷やっとしたようなことでも、そういったものを提出するような形をとっていきたいなとは今ちょっと思いました。今後はそんな形で対応していきたいと思っております。

それと、あとニーズに関しましては、基本的には自宅から病院、病院から自宅というのがメインなのですが、時々季節柄、お花見に行きたいとか、お墓参りに行きたいとか、そういった部分のニーズはあったりします。ちょっとうちのほうも台数も台数で、なかなかそういったものも難しいので、余りそういったところはなかなか対応できていないです。

あとは板橋区が発着、これは原則になっていると思いますので、例えば北区の方が飛鳥山のほうにちょっと行きたいとか、ほかの病院に、東大病院に行きたいとか、そういったものはお断りさせていただいています。ほかの介護タクシーになると、ちょっと料金が高いということもありますので、その点はやってよみたいな感じは言われるのですが、一応これはルールなのでということで、お断りはしています。そういったところの需要はあったりします。

C 委員

ありがとうございます。

会長

どうでしょう、ほかに何かございますでしょうか。

(発言する者なし)

会長

それでは、今ご説明いただきました特定非営利活動法人 ブリッジの更新登録申請につきましては、こちらの協議会で認めていただいたということで決定させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ブリッジ

ありがとうございました。

会長

続きまして、次第の5の(2)のほうへ進めさせていただきたいと思います。

こちらは、社会福祉法人ハッピーネット板橋ゆめの園あおばの道路運送法第79条2に基づきます登録申請についての協議となります。こちらの登録申請及び対価につきまして、ご説明をお願いいたします。

板橋ゆめの園あおば

ご説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

それでは、まず55ページのほうを見ていただければと思います。こちらが登録申請書になります。私たちのほうは、今回初めての登録になります。

また、後ほどご説明させていただきますが、日中一時支援という板橋区の事業になりますが、平日の夕方、生活介護施設の利用が終わった方の夕方のデイサービスという形でやらせていただいております。ですので、対象となる方は身体障がい者ないしは知的障がいのある方の、ご自身で通うことができない方の送迎という形になります。

運送の地域のほうは、原則板橋区になります。一部練馬区の方のご利用もあります。その際は板橋区と練馬区のほぼ区境の方のお宅まで行っておりますので、練馬区の一部といったところで書かせていただいております。

続きまして、56ページです。

車の保有台数です。車椅子が2台乗るタイプの日産のキャラバンを使用しております、そちらのほうは2台ございます。旅客の範囲につきましては、イと二、身体障がい者の方と、加えて知的障がい者の方を対象としております。

57ページからは、当法人の定款が載っております。当法人は、さいたま市の西区に法人本部がございまして、特別養護老人ホームからスタートしており、その後、障がい者の生活介護ですとか、就労継続支援ですとか、そちらのほうを展開しております。

板橋区におきましても、特別養護老人ホーム、障がいのある方の生活介護、あとは障がい児の方の放課後等デイサービスをやらせていただいておりますほか、介護保険のケアマネジャーですとか、障がいの相談支援事業のほうもやらせていただいております。

続きまして、66ページの右側からが当法人の登記簿謄本になります。

70ページには、当法人の役員の名簿が入っております。

71ページは宣誓書になります。

72ページ、73ページにつきましては、2台の車両の車検証になっております。

キャラバンのほうは、車椅子2台、あとは最大で歩いて乗られる方が5名なので、運転手と添乗の職員ほかで考えれば、ご利用者様が最大7名乗れるような車両を使用しております。

対象の方が身体障がいのある方で、乗り降りに介助が必要な方、あと対象者のほとんどの方が知的障がいのかなり重い方が多いので、そちらにおいても、添乗職員がステップの

乗り降りについては介助するような方がほとんどでして、必ず2名体制で運行をしております。

続きまして、74ページは運転者の名簿、75ページが運転免許証のコピーになります。

今回新たに登録をするに当たりまして、つい先日、運転講習が終わった者について、2名分の修了証は別紙で配らせていただきました。

先ほどブリッジさんの件でご質問があったと思うのですが、私たちのほうも運転の研修というのは一応法人の中で、練習と安全運転のチェックリストを用いての確認作業を行ってから、運転を始めさせてはいただいているんですけども、先ほどお話のあった検査についても、今後ちょっと検討していければなと思っております。

続きまして、76ページ、77ページにつきましては、2名の運転手の運転者台帳、78、79ページは運転者証になっております。

あと80ページが運転管理者、運転管理の責任者の就任承諾書、81ページからが運行管理の体制を記載した書類になります。

83ページ、84ページからが2台の車両の保険証券になります。

あと87ページからが旅客の名簿という形で、今現在ご利用されている方で送迎が必要な方の名簿になります。トータルで今現在64名の方を予定しております。

92ページが運行対価比較ということで、料金のご説明をさせていただきます。

私たちのほうは、メーターですとか時間での設定ではなくて、1回当たり600円という形で設定させていただきました。通常、平日は区内の生活介護事業所がある区立福祉園に送迎車でお迎えに上がらせていただいて、乗り合いで何名かの障がいのある方に乘っていただいて、事業所のほうまで戻ってきます。それで片道600円です。帰りは利用が終わった後、また事業所のほうからご自宅のほうにお送りするのに、片道600円という形になります。

この600円の積算根拠ですけれども、車両の駐車場代ですとか点検整備費、あとはガソリン代とドライバー代等々をもとに、それを登録の方たちの利用回数分で割った金額で算出しております。

あとは板橋区の日中一時支援は送迎加算というものがありません。同じ区民サービスで、生活介護ですとか、放課後等デイサービスの送迎加算の金額を確認すると、おおむね600円が事業所に入る形になっておりますので、それとも比較しつつ設定させていただいております。あとは、区内でほかで福祉有償運送を定額でやっているところがありましたの

で、そちらのほうの金額ともちょっと見比べてみて、この金額とさせていただきます。

あとは、93ページ以降、安全運転のための確認票ですとか、乗務記録、事故の記録、苦情の処理等々につきましては、これから使用していくものでありまして、障がい者福祉課さんのご指導等を受けながら、今後登録後に整備していきたいなと思っております。

何分初めてで、説明不足等々があったと思いますが、ご質問等をよろしく願いいたします。

会長

ありがとうございました。

それでは、何かご質問等ございましたら、よろしく願いいたします。

A 委員

もともと埼玉での社会福祉法人でいらっしゃるのですね。

板橋ゆめの園あおば

はい。

A 委員

車両も、名義は社会福祉法人で、車庫はこちらにあるということですね。

板橋ゆめの園あおば

はい。

A 委員

埼玉では特養をやっていらして、板橋では障がい者のほうの施設をやっていらっしゃる。

板橋ゆめの園あおば

1年半前に若木三丁目のほうに特別養護老人ホームと、それに合築する形で障がいのある方の日中のデイサービスみたいな生活介護、あと放課後デイの事業をやらせていただいています。

A 委員

車は、板橋で2台使っていらして。

板橋ゆめの園あおば

はい。事業所のすぐ近くで。

A 委員

ストレッチャー対応のやつですね。

板橋ゆめの園あおば

ストレッチャーではなく、車椅子が2台乗るリフトタイプ。

A 委員

ストレッチャーも入りますよね。車種は何でしたっけ。

板橋ゆめの園あおば

日産のキャラバンです。

A 委員

キャラバンだったら、ストレッチャーも入りますよね。

板橋ゆめの園あおば

そうです。前後の固定ベルトを使えば乗れます。

A 委員

使っていらっしやらない。

板橋ゆめの園あおば

ストレッチャーの方がいらっしやらないので。

A 委員

今回初めての申請ですか。

板橋ゆめの園あおば

はい。

A 委員

運行管理者の方は5台だといないのか、運行管理の方は要らないのか、2台だから。

板橋ゆめの園あおば

車両2台なので。

A 委員

どうでしたっけ。5台ですかね。

板橋ゆめの園あおば

5台以上が必要という形で書いてあったので。

A 委員

今点呼とか、そういったものはどなたかやっていたらっしゃるのですか。

板橋ゆめの園あおば

ご利用者の乗り降りする際の点呼ですね。

A 委員

もちろん出庫のときの車の点呼、出庫車両、運転手の点呼、お酒だとか、健康状況とか、そういった点呼は、やっていたらっしゃいますか。

板橋ゆめの園あおば

事業を開始する前にミーティングをやっていますので、そこで確認はしています。

A 委員

その辺が一番大事なところだと思いますので。

板橋ゆめの園あおば

乗務する前の確認ということです。

A 委員

2人は女性ドライバーですね。

運転手点呼、具合が悪いとか、体調のほうの点呼はまさに大事だと思いますので、よろしくをお願いします。

板橋ゆめの園あおば

あと運転手のほうも、今後講習が終わり次第、2名、3名、また増やしていければなと思っております。

会長

ほかにご質問等ございましたら、どうでしょうか。

お願いします。

C 委員

旅客の範囲についてお伺いします。名簿上、今64名いらっしゃいますが、いわゆるNPO法人等が福祉有償運送をする場合、会員制で会員の登録というのをされます。ゆめの園あおばさんの場合、日中一時支援の活動のところの送迎というイメージですが、そうすると日中一時支援事業をお使いになる方がイコール会員の旅客の範囲というふうに今後なっていくのか、それとも日中一時支援の利用者の中から送迎が必要な人を個別で抽出をして、会員の旅客の範囲とされるのか、そのあたりをお伺いできればと思います。

板橋ゆめの園あおば

後者のほうで、登録される中で送迎がどうしても必要な方に、任意で契約を結んでやるという形になっています。

C委員

そうすると、日中一時支援自体は定員がどれぐらいで、登録は現在もやっていますよね。現在の登録人数、いわゆる事業としての、それはどれぐらいいらっしゃるのか。

板橋ゆめの園あおば

1日の定員が14名で、区内に1カ所しかないというところもあり、1人週2回までという上限はつけさせていただいている中で、今現在登録は100人弱ぐらいいらっしゃいます。その中で送迎が必要な方が64名という形です。

C委員

現在、運転者台帳上、運転者は2名ということになっていますが、恐らくこれだけの利用者の方と運営の時間を考えると、2名で果たして今後足りるかなという不安もなくはないのですが、今後運転者を増やしていくとか、そういうご予定とかはございますか。

板橋ゆめの園あおば

あります。今回、本当は3名行く予定だったのですが、ちょっと都合で行けなくなってしまったものですから、あと予定では2名ほど行かせていただいて、運転者が休みのときにもカバーできるようにしていきたいとは思っています。

C委員

日中一時支援事業の利用者の方の前後というか、終わった後、送迎ということになると、そちらのほうの利用に関するサービス管理体制、サービス管理責任者がいて、いろいろ調整をしていくことと、こちらの福祉有償運送のほうの調整というのは、同じ方がやるのか、それとも別でやられるのか、どういうふうになっているのか。

板橋ゆめの園あおば

一応管理者がいて、契約に際して送迎の必要性とかを家族と任意で結んでいくのですが、

基本的には送迎車のルートとか、どこに乗っていただくかとか、ご利用者の送迎の調整については、80、81ページに記載した職員が全体的にはやっています。生活介護では7年ぐらい経験してきている者を採用して今現在やってもらっているものなので、経験のほうは十分かなと思います。

会長

ほかにはどうでしょうか。

B 委員

私のほうからも1点、安全な運送という面でちょっとご質問したいのですが、運転者の要件ということで、ここにも書いてありますが、運転者要件は法定要件を満たしていることは当然であるが、一種免許保持者の効力が過去2年以内において停止されていない者というふうに書いているのですね。

今この運転者台帳を拝見させていただきましたが、76、77ページ下の段に事故歴または道路交通法違反の状況ということで、「なし」とあります。我々タクシー事業者も、乗務員さんの採用とか、そういうときには、経歴書とかを提出してもらうのですが、運転経歴証明書というのも必ずとるようにしています。そこで、過去に事故はなかったということをしっかり管理してから、実際に乗車してもらっていますが、どうですか。

板橋ゆめの園あおば

本人からの申告のみですね。それはどこかで取得できるものなのでしょうか。

B 委員

郵便局に申込用紙がありますので、これを郵便局に持って行って手続きすると、本人の自宅に送られるみたいな形ですね。

板橋ゆめの園あおば

申請をするところというのは警察署ですか。

B 委員

警察署ではなくて、自動車安全運転センターというところがございます。

板橋ゆめの園あおば

ありがとうございます。ちょっと今後参考にさせていただきます。

A 委員

本人じゃなきゃだめですね。本人が取ってくるということですね。

タクシー会社では最初提出してもらっています。それによって採用を決める。

板橋ゆめの園あおば

わかりました。それは取って保管しておくという形ですか。

B 委員

会社側は保管しておきます。

板橋ゆめの園あおば

それはやらせていただくようにいたします。

会長

ほかにはどうでしょうか。

A 委員

もともと理事長さんは、板橋のほうでは病院か何かやっていたらっしゃるんですか。

板橋ゆめの園あおば

病院はやっていないですね。

A 委員

埼玉のほうで特養をやっていたらして、それでまたこちらの四葉で、こちらのほうを始めた、ということですか。

板橋ゆめの園あおば

もともと板橋区で法人設立というか、1つ目の施設ができればよかったのですが、そのときのタイミング等で、埼玉で施設、特別養護老人ホームの立ち上げが決まって、法人設立もそちらのほうでしたという形がもともとのスタートです。

A 委員

埼玉のほうで社会福祉法人、特養をしていらして、その法人が板橋でも両方やっているという形ですか。

板橋ゆめの園あおば

おっしゃるとおりです。

A 委員

そういうことですね。全国的なものじゃなく。

会長

ほかにはどうでしょうか。

(発言する者なし)

会長

では、今いろいろなご意見いただきましたので、ぜひそういったものを取り入れていただいで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、社会福祉法人ハッピーネット 板橋ゆめの園あおばにつきましては、登録申請と対価につきましては、協議が整ったということでの承認をいただいたということを進めさせていただきますと思ひます。

せつかくですので、ほかには何かご意見等、この際ございましたら、どうぞお願ひいたします。

A 委員

初期の登録ですので、表決をとっていただきたいと思いますけれども。

会長

では、今ご意見いただきましたので、ご説明いただきました社会福祉法人ハッピーネット 板橋ゆめの園あおばにつきまして、登録申請と対価について、承認ということによってよろしいということであれば挙手をお願いいたします。

(承認者挙手)

会長

ありがとうございます。全員よろしいということで決定をいただきました。

板橋ゆめの園あおば

ありがとうございました。

会長

では、以上で本日の協議のほうは終了いたしました。何かこの際ご意見等ございましたら、よろしく願いいたします。

(発言する者なし)

会長

ないようでございますので、これで第16回板橋区福祉有償運送運営協議会を閉会とさせていただきます。

皆さん、今日のご協議ありがとうございました。